

2020 年 1 月 22 日

時価の算定に関する会計基準及び適用指針の公表並びに金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正等に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、2019 年 7 月 4 日に公表した時価の算定に関する会計基準及び適用指針並びに金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正等について、「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 29 条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

当委員会は、公開草案及び会計基準等の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、当委員会が、2019 年 7 月 4 日に公表した時価の算定に関する会計基準及び適用指針並びに金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正等（対象となる基準等は（別紙 1）を参照のこと）について、適正手続規則第 29 条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議テーマの決定	第 22 条 第 3 項 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	2016 年 8 月に当委員会が公表した中期運営方針において、検討課題の一つとして取り上げていた。 第 122 回専門委員会 ¹ （2017 年 11 月 21 日開催）及び第 374 回親委員会 ² （2017 年 12 月 5 日開催）より、検討が開始され、第 381 回親委員会（2018 年 3 月 26 日開催）において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手することが決定された。

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委	親委員会において 17 回、専門委員会において 15 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙 2）を参照のこと。

¹ 「専門委員会」は、「金融商品専門委員会」を指す。

² 「親委員会」は、会合としての企業会計基準委員会を指す。

	員長」という。)が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	
	第9条 第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会の1営業日から3営業日前の送付となった例があった。
	第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	親委員会及び専門委員会において出席委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。
	第14条 第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	親委員会及び専門委員会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第21条 アウトリーチを実施した場	公開草案の検討にあたって、財務諸表作成者に対して3回、財務諸表利用者に対して2回アウトリーチが実施された。 アウトリーチの概要については、（別紙3）を参照のこと。

	合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第14条 第1項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。	2019年1月11日開催の第400回親委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員13名全員（委員総数14名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、2019年1月18日に公開草案が公表された。
	第14条 第6項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
公開草案の公開期間	第19条 第3項 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	2019年1月18日にコメント募集を開始し、2019年4月5日までをコメント受付期間（約2ヶ月半）とした。コメント受付期間は、基準の重要性を考慮し、通常の2ヶ月よりも長い期間とすべきとの意見が聞かれたことを踏まえて決定している。

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する	第19条 第4項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホ	公開草案に寄せられた意見は、2019年4月12日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは、25件であり、コメント提

る対応のホームページへの掲載	ホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	出者の属性別の内訳は次のとおりである。										
		[団体等]										
		<table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>14</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>1</td></tr><tr><td>監査人</td><td>4</td></tr><tr><td>合計</td><td>19</td></tr></table>	属性	提出者数	財務諸表作成者	14	財務諸表利用者	1	監査人	4	合計	19
		属性	提出者数									
財務諸表作成者	14											
財務諸表利用者	1											
監査人	4											
合計	19											
[個人]												
<table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者・財務諸表利用者等</td><td>6</td></tr><tr><td>合計</td><td>6</td></tr></table>	属性	提出者数	財務諸表作成者・財務諸表利用者等	6	合計	6	また、公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応は、最終基準公表日後の2019年7月30日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。					
属性	提出者数											
財務諸表作成者・財務諸表利用者等	6											
合計	6											
公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	第7条 第1項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長(以下「委員長」という。)が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案の公表後、親委員会において6回、専門委員会において3回の審議が公開で行われた。詳細は(別紙2)を参照のこと。										
	第9条 第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会の2営業日から3営業日前の送付となった例があった。										
	第13条 委員会の委員は原則とし	親委員会及び専門委員会において出席委員は直接参加してお										

	て会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	り、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。
	第 14 条 第 5 項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	専門委員会、親委員会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 20 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案に寄せられたコメントへの対応に関して、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）は、財務諸表作成者に対して 3 回、財務諸表利用者に対して 1 回、監査人に対して 1 回実施された。 アウトリーチの概要については、（別紙 3）を参照のこと。
再公開草案の必要性に関する審議の状況	第 19 条 第 5 項 企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要	公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について 2019 年 6 月 13 日開催の第 410 回親委員会

	性がないか否かを、委員会において検討する。	及び 2019 年 6 月 27 日開催の第 411 回親委員会において審議を行った。 公開草案以降の修正事項はなく、審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決 (反対意見の取扱い)	第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	本会計基準等は、2019 年 6 月 27 日開催の第 411 回親委員会において出席委員 14 名全員（委員総数 14 名）の賛成により公表することが承認された。その後、2019 年 7 月 4 日に公表した。
	第 14 条 第 2 項 企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	「時価の算定に関する会計基準」第 22 項、「棚卸資産の評価に関する会計基準」第 22-3 項及び「金融商品に関する会計基準」第 46-4 項に賛成した委員名を記載している。 なお、本会計基準等の公表に反対した委員はいなかった。
	第 14 条 第 3 項 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。	本会計基準等の公表に反対した委員はいなかったもので、反対した委員の反対理由の記載はない。
	第 14 条 第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加する	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。

	ことは認められない。	
--	------------	--

以 上

（別紙 1）時価の算定に関する会計基準及び適用指針の公表並びに金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正等

対象となる基準等

1. 公表
 - 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」
 - 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
2. 改正
 - 企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
 - 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」
 - 企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
 - 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(別紙2) 親委員会及び専門委員会の審議の状況

公開草案の公表に関する親委員会及び専門委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの親委員会及び専門委員会における審議の状況は以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第383回	2018年4月26日	・時価に関するガイダンス及び開示の検討
第385回	2018年5月24日	
第386回	2018年6月7日	
第387回	2018年6月21日	
第388回	2018年7月6日	
第389回	2018年7月24日	
第390回	2018年8月13日	
第391回	2018年8月27日	
第392回	2018年9月12日	
第393回	2018年9月27日	
第394回	2018年10月11日	
第395回	2018年10月25日	
第396回	2018年11月9日	
第397回	2018年11月29日	
第398回	2018年12月13日	
第399回	2018年12月26日	
第400回	2019年1月11日	・公開草案の公表議決

(金融商品専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第126回	2018年4月23日	・時価に関するガイダンス及び開示の検討
第127回	2018年5月15日	
第128回	2018年6月1日	
第129回	2018年6月20日	
第130回	2018年7月3日	
第131回	2018年7月27日	
第132回	2018年8月24日	

回数	開催日	審議内容
第 133 回	2018 年 9 月 11 日	・ 時価に関するガイダンス及び開示の検討
第 134 回	2018 年 9 月 28 日	
第 135 回	2018 年 10 月 15 日	
第 136 回	2018 年 10 月 30 日	
第 137 回	2018 年 11 月 16 日	
第 138 回	2018 年 12 月 3 日	
第 139 回	2018 年 12 月 25 日	
第 140 回	2019 年 1 月 10 日	

公開草案公表後の親委員会及び専門委員会の審議の状況

2. 公開草案公表後の親委員会及び専門委員会における審議の状況は以下の通りである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 406 回	2019 年 4 月 11 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 407 回	2019 年 4 月 25 日	
第 408 回	2019 年 5 月 13 日	
第 409 回	2019 年 5 月 28 日	
第 410 回	2019 年 6 月 13 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・ 公開草案を再度公表する必要性の有無
第 411 回	2019 年 6 月 27 日	・ 会計基準等の公表議決

(金融商品専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 142 回	2019 年 4 月 19 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 143 回	2019 年 5 月 17 日	
第 144 回	2019 年 6 月 11 日	

(別紙 3) アウトリーチ（意見聴取）の状況

公開草案の公表までのアウトリーチの状況

1. 公開草案の公表までのアウトリーチの状況は、以下のとおりである。

開催日	対象	内容
2017 年 12 月 7 日	財務諸表作成者(注)	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
2017 年 12 月 12 日	財務諸表作成者(注)	
2017 年 12 月 12 日	財務諸表作成者(注)	
2017 年 12 月 27 日	財務諸表利用者	
2018 年 1 月 24 日	財務諸表利用者	・ 開示項目の有用性について
2018 年 6 月 18 日	財務諸表作成者(注)	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
2018 年 10 月 30 日	財務諸表作成者(注)	

(注) 財務諸表作成者については、3つの業界団体及び個社1社³への実施である。

公開草案公表後のアウトリーチの状況

2. 公開草案公表後のアウトリーチの状況は、以下のとおりである。

開催日	対象	内容
2019 年 2 月 19 日	財務諸表作成者 (注)	・ 公開草案の内容について
2019 年 3 月 6 日	財務諸表利用者	
2019 年 3 月 6 日	財務諸表作成者 (注)	
2019 年 5 月 14 日	監査人	・ 公開草案へのコメント対応について
2019 年 5 月 31 日	財務諸表作成者 (注)	

(注)財務諸表作成者については、2つの業界団体への実施である。

以 上

³ アウトリーチについては、原則として業界団体に対して実施しており、必要に応じて個社に対するフォローアップを行っている。